

第5章

便利で快適に暮らせるまち

5-1 土地利用・市街地整備



目的と方針

市の持続的発展に向け、市の特性と課題を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、地域特性に応じた魅力ある市街地の形成を進めます。

現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限りある貴重な資源であり、地域の発展のためには、高度かつ有効に利用していくことが必要です。

本市は、阿武隈川流域に広がる北部の平坦地と、霊山などの阿武隈山系の山々が連なる南部の丘陵地・山間地を中心に構成されたまちです。

土地利用の状況をみると、総面積の6割以上が山林・原野や田・畑等の自然的土地利用で占められています。

市街地は、旧町である伊達、梁川、保原、霊山、月舘の各地域に形成されています。

また、本市の一部に2つの都市計画区域（県北都市計画区域と霊山都市計画区域）が定められており、伊達地域、梁川地域、保原地域には線引き区域（市街化区域と市街化調整区域）が、霊山地域には非線引き区域が指定されています。

本市ではこれまで、平成27年度に策定した「伊達市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用の誘導を行うことで、市の発展を見据えた土地利用・市街地整備を進めてきました。

近年では、高子地区の大規模な住宅団地の整備、新たな工業団地の整備、「保原総合公園」の拡張整備などを進めてきたほか、大型商業施設の立地も間近に迫っています。

今後も、本市の特性・課題を十分に踏まえた上で、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、土地利用関連計画の見直しを行い、地域特性に応じた魅力ある市街地の形成を進める必要があります。



主な取組

5-1-1 将来に向けた土地利用方針の明確化

人口減少社会への対応という本市の最重要課題や社会環境・市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて「伊達市都市計画マスタープラン」をはじめとする土地利用関連計画の見直し・総合調整を行い、将来に向けた土地利用方針の明確化を図ります。

5-1-2 計画的な土地利用の推進

- ① 土地利用関連計画や関連法制度・条例等についての周知や一体的運用による規制・誘導を図り、計画的な土地利用を推進します。
- ② 人口減少の著しい地域のコミュニティ機能を維持することができるよう、宅地化を誘導するなど、柔軟な土地利用を推進します。

5-1-3 地域特性に応じた魅力ある市街地の形成

- ① 地域ごとの特性や人口動向を十分に踏まえ、市民・事業者・行政が協働し、各市街地への住宅や都市機能（医療・福祉・商業など）の立地を誘導するほか、東北中央自動車道（相馬福島道路）のインターチェンジ周辺を中心に、各市街地の都市機能を補完する多様な都市機能の立地を誘導します。
- ② 高齢化の進行を踏まえ、高齢者が安全に暮らすことができるよう、既成市街地のインフラの維持・保全の充実を図ります。
- ③ 公共交通機関の利用促進のため、駅前周辺の整備及び維持・保全に努めます。

関連する主な計画

■伊達市都市計画マスタープラン（平成27年度～令和17年度）

5-2 道路・公共交通



目的と方針

市民の利便性・安全性の向上と様々な分野における市の発展可能性の拡大に向け、道路網の計画的な整備、持続可能な公共交通網の形成を進めます。

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動、人々の交流を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本市の道路網は、市内を縦横に走る国道4路線を骨格として、県道、市道等によって構成されています。

また、高速道路として、東北中央自動車道（相馬福島道路）が横断し、4箇所のインターチェンジが設置されています。

本市ではこれまで、国・県道の整備促進をはじめ、市道網の整備を計画的に推進してきた結果、利便性の高い道路網が形成されています。

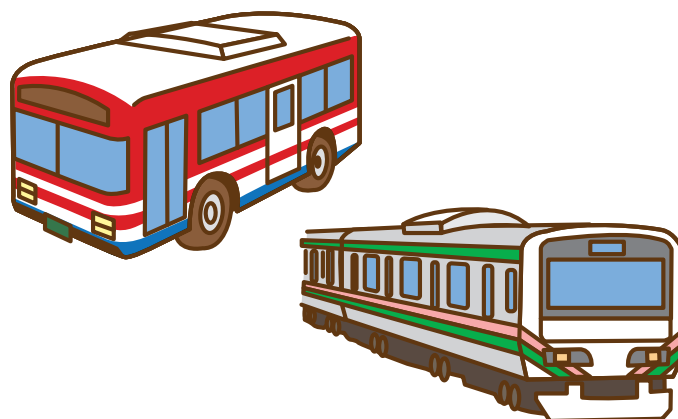
今後は、交通量の増加や高齢化のさらなる進行を見据え、また、いつ起こるかわからない自然災害に備え、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていく必要があります。

一方、本市の公共交通については、阿武隈急行線とJR東北本線が走るほか、民間バス事業者による路線バス（生活交通路線バス）、コミュニティバス（市町村代替バス路線）が運行されています。

また、高齢者の移動手段の確保や商店街の活性化、公共交通不便地域の解消を図るため、デマンド交通が運行されています。

現在、本市では、令和2年度に策定した「伊達市地域公共交通計画」及び「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、近年の利用状況を踏まえた市全体の公共交通の見直しを進めています。

今後は、この計画に基づく取組を積極的に推進し、市民がわかりやすく使いやすい、持続可能な公共交通網の形成を進めていく必要があります。



主な取組

5-2-1 市道の整備

- ① 地域の要望を踏まえ、また歩きたくなる道づくりの視点も加味しながら、市道網の整備を計画的・効率的に進めます。
- ② 市民との協働による舗装など、市民参加型の市道の維持管理を促進します。

5-2-2 国・県道の整備

国道の改良や拡幅、歩道整備、県道の改良や拡幅、バイパス整備など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-3 橋梁等の長寿命化

- ① 「伊達市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検と予防保全的な修繕等を行い、長寿命化に努めます。
- ② 阿武隈急行線に架かるこ線橋については、関係機関との協議を行いながら、耐震補強を進めます。

5-2-4 除排雪体制の充実

冬期間の交通及び安全性の確保に向け、関係機関との連携や市民との協働のもと、除排雪体制の充実を図ります。

5-2-5 公共交通の充実

「伊達市地域公共交通計画」及び「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、デマンド交通をはじめ市民ニーズを踏まえた路線やダイヤの見直し、連携・接続の充実、公共交通網の再編に向けた取組を推進し、利便性を向上させます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市道の舗装率	%	57.6	60.0
予防保全的な修繕を行った橋梁数	橋	3	16
公共交通機関の年間利用者数（延べ）	人	1,363,028	1,839,000

関連する主な計画

- 伊達市橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度策定・平成25年度策定）
- 伊達市地域公共交通計画（令和3年度～令和7年度）
- 伊達市地域公共交通利便増進実施計画（令和3年度～令和7年度）

5-3 デジタル化



目的と方針

「Society5.0」といわれる新たな社会の実現に向け、行政のデジタル変革と地域のデジタル変革を両輪に、行政サービスの改革や市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の形成を進めます。

現状と課題

ICTの急速な進化により、情報通信環境は広く普及されることになり、ロボットやドローン、AIなどが日常生活において身近なものとなるなど、デジタル技術を積極的に活用した社会の変革が進められようとしています。

このような中、様々な企業がデジタル技術によって生産の自動化・省力化に取り組み、持続可能な産業の構築を図るなど、社会全体のデジタル化が急速に進められており、地方自治体においても、行政のデジタル変革が進められています。

本市では、市が整備した光ケーブルを通信事業者に貸し付け、これまで高速インターネットサービスが提供されなかった地域においてもサービスが受けられる環境づくりを進めてきたほか、各種情報システムの導入・更新など、行政内部の効率化を進めてきました。

また、令和3年度には、国が掲げるデジタル社会の目指す将来像や取組の動向を踏まえ「伊達市自治体DX推進方針」を策定し、デジタル技術を活用した自治体業務の変革と市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現に向け、各種のデジタル施策を推進しています。

デジタル技術を活用した新たな価値の創出や変化への取組は、高齢化のさらなる進行や生産年齢人口の減少といった課題に対応する行政経営を確立し、持続可能な地域として発展するための手段として、今後、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが見込まれます。

このため、「伊達市自治体DX推進方針」に基づき、行政のデジタル変革と地域のデジタル変革を積極的に進めていくことが必要です。



主な取組

5-3-1 行政のデジタル変革の推進

- ① 利用者の視点に立った新たな行政手続の取組を進めるため、行政手続や施設予約のオンライン化、窓口業務における書面・押印・対面の見直しなどを進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、デジタルツールの有効活用や自治体情報システムの標準化・共通化、BPR※40の取組の徹底、内部事務の効率化・省力化などを進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構の構築に向け、職員の意識改革・人材育成や働き方の改革、オープンデータ・統計データベースの活用などを進めます。
- ④ 行政サービスのデジタル化を支えるICT環境の再整備、庁内ネットワークや各システムの安定した運用を図ります。

5-3-2 地域のデジタル変革の推進

- ① 誰もがデジタル化によるメリットを享受できる地域社会の構築に向け、デジタルデバイド※41対策として、情報機器・サービスに不慣れな市民向けの講座の開催や地域社会においてスマートフォンの操作等を支援する「デジタル活用サポーター」を増やす取組を進めます。
- ② 地域のデジタル化に向けた官民連携基盤の確立を進め、教育分野や産業分野をはじめ各分野におけるDX関連事業を推進します。

5-3-3 地域の情報通信基盤の充実

- ① 市が整備した光ケーブルについて、民間への移行も視野に入れつつ、市民の利便性向上や地域振興につながる基盤としての活用を図ります。
- ② 次世代無線通信などのデジタル技術を活用した新たなサービスの展開に向け、事業者・関係機関に働きかけていきます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
オンライン申請可能な手続の件数	件	2	44
「デジタル活用サポーター」の数	人	—	108

関連する主な計画

■伊達市自治体DX推進方針（令和3年度～令和7年度）

※40 Business Process Re-engineeringの略。業務フローを見直し、最適化すること。
※41 デジタル技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

5-4 住宅、定住・移住



目的と方針

暮らしの基盤となる快適・安全・安心な住まいの確保に向け、民間住宅の住環境向上の支援や市営住宅の適正な管理に努めるとともに、定住・移住の促進に向け、関係人口の創出による移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援に努めます。

現状と課題

良好な住宅や住環境は、人々が暮らしの豊かさを実感できる基盤であり、定住・移住を促す重要な条件でもあります。

本市では、住宅施策として、地震被害に備え、「伊達市耐震改修促進計画」に基づき木造住宅の耐震化等を支援しているほか、空き家の増加が進む中、「伊達市空き家等対策計画」等に基づき、空き家の活用や適正管理を促進しています。

今後は、少子高齢化の進行や世帯減少社会の到来、自然災害の頻発や激甚化、コロナ禍以降の新しい生活様式の定着などの社会環境下において、市民が求める快適・安全・安心な住まいの供給や確保に向けた取組も必要です。

市営住宅については、令和3年度末現在、688戸の住宅がありますが、老朽住宅の対策が大きな課題となっています。

今後とも、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

一方、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取組を総合的に進め、市全体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、相談や移住支援制度などによる直接的なサポートも重要です。

本市では、移住相談体制の拡充をはじめ、「伊達市空き家バンク」による空き家情報の収集・提供、住宅取得の支援、新婚世帯の住宅費用や引越費用の補助などを行っています。

今後は、これらの取組の一層の充実を図るとともに、これからの時代に即した新たな取組を検討し、定住・移住希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

主な取組

5-4-1 住みいづくりに関する指針の策定

市民が将来にわたって、快適・安全・安心な住まい環境において安定した暮らしが継続できるよう、住宅全般のあり方を総括した「伊達市住生活基本計画（仮称）」を策定します。

5-4-2 民間住宅の住環境向上の支援

- ① 安全・安心な住環境づくりに向け、「伊達市耐震改修促進計画」に基づく民間の木造住宅等の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等の耐震化支援のほか、新築住宅の省エネ義務化に即した取組等を進めます。
- ② 快適な生活環境を確保するため、「伊達市空家等対策計画」に基づき、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等の適正管理を促進します。

5-4-3 市営住宅の適正管理等の推進

市営住宅について、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕等による長寿命化、老朽住宅の用途廃止・解体等を図ります。

5-4-4 関係人口の創出による移住希望者の掘り起こし

- ① 全世代・全員活躍のまちづくりの拠点となる高子地区において、多世代交流や関係人口の創出を図り、移住につなげる取組（CAC※42）を推進します。
- ② 伊達市移住促進ポータルサイト「福島県伊達市で暮らす」の内容充実、様々な情報媒体の活用やセミナーの開催などにより、市の魅力発信と知名度の向上を図ります。

5-4-5 定住・移住に関する相談・支援体制の強化

- ① 定住・移住に関する相談に効果的に対応できるよう、「伊達市移住コンシェルジュ」などによる相談体制の強化を図ります。
- ② 移住者同士のつながりづくりや本市の魅力発掘の契機となるよう、移住者交流会を開催します。
- ③ 定住・移住希望者の住宅の確保等に向け、「伊達市空き家バンク」の充実、住宅取得の支援などの支援制度の周知を図るほか、さらなる効果的な支援施策を検討・推進します。
- ④ 結婚希望者が安心して結婚し、住み続けることができるまちづくりを進めるため、結婚を希望する男女の婚活や新婚世帯の新生活を支援します。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市営住宅長寿命化改修工事を行った棟数	棟	—	6
移住世帯数	世帯	8	15

関連する主な計画

- 伊達市耐震改修促進計画（令和3年度～令和12年度）
- 伊達市公営住宅等長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）
- 伊達市空家等対策計画（平成30年度策定）

※42 Continuing Care Active Community の略。年齢や職業、障がいの有無や性差に関係なく、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりを進める取組。

5-5 上・下水道



目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、水道施設の整備等を計画的に進めるとともに、河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の適正管理及び普及促進を図ります。

現状と課題

水道は、人々の健康で快適な日常生活や活力ある産業活動に一日も欠かすことのできない重要なライフラインです。

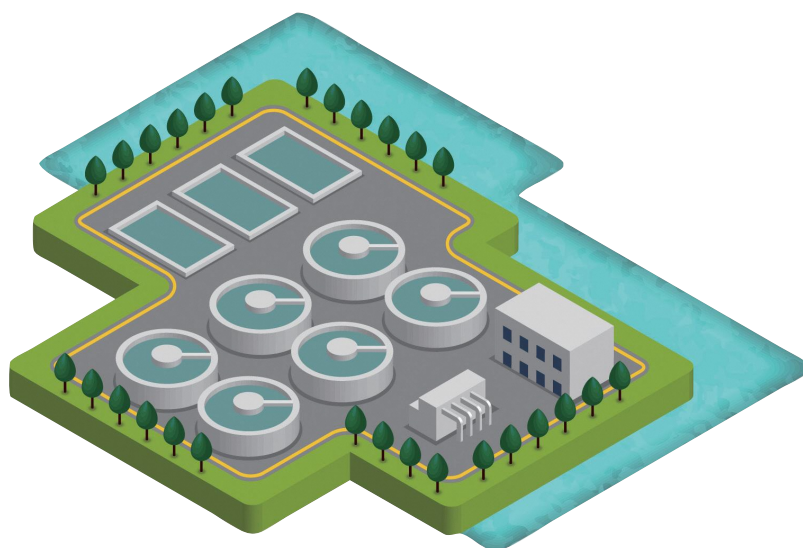
本市の水道水は、福島市・二本松市・桑折町・国見町・川俣町との3市3町で構成する「福島地方水道用水供給企業団」によって供給され、市の配水施設を通じて各家庭に給水されており、令和3年度末現在の給水普及率は93.8%となっています。

今後とも、安全・安心な水を安定的に供給するため、平成27年度に策定した「伊達市新水道事業ビジョン」に基づき、水質の管理や水道未普及地区への対応、災害への備えなども勘案しながら、水道施設の計画的更新をはじめ、安全で強靱、持続可能な水道の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

一方、下水道は、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会の形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本市では、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽によって生活排水処理を行っています。

今後は、整備された施設の適正な維持管理及び接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。



主な取組

5-5-1 水道施設の整備

- ① 構成市町と連携し、「福島地方水道用水供給企業団」において、水源や浄水場、送水管などの水道施設の更新や耐震化、水質管理の充実を進めます。
- ② 配水池や配水管などの水道施設について、老朽化や災害時への対応、漏水の解消等を総合的に勘案し、更新や耐震化を計画的に進めます。特に、石綿セメント管の更新を重点的に推進します。

5-5-2 水道未普及地区への対応

水道未普及地区において、井戸の新設や修繕の支援、生活用水の宅配などを行います。

5-5-3 公共下水道施設・農業集落排水処理施設の適正管理

- ① 公共下水道施設・農業集落排水処理施設の適正な維持管理、長寿命化を図ります。
- ② 公共下水道の未接続世帯の接続を支援し、接続率の向上を図ります。

5-5-4 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道区域と農業集落排水処理区域以外の区域において、引き続き補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を促進します。

数値目標

指 標 名	単 位	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (目標値)
石綿セメント管更新率	%	20.4	90.0
生活排水処理施設の人口普及率	%	66.9	75.0

関連する主な計画

■伊達市新水道事業ビジョン（平成28年度～令和 7 年度）

5-6 公園・緑地



目的と方針

緑豊かな住環境の形成やスポーツ・レクリエーション・いこいの場の確保、観光機能の強化に向け、公園・緑地の適正管理や有効利用を図るとともに、市民と協働し、緑化を進めます。

現状と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成、レクリエーション・いこいの場や子どもの遊び場の確保、防災性の向上、景観形成など、多面的な機能を持ち、住民生活に重要な役割を果たしています。

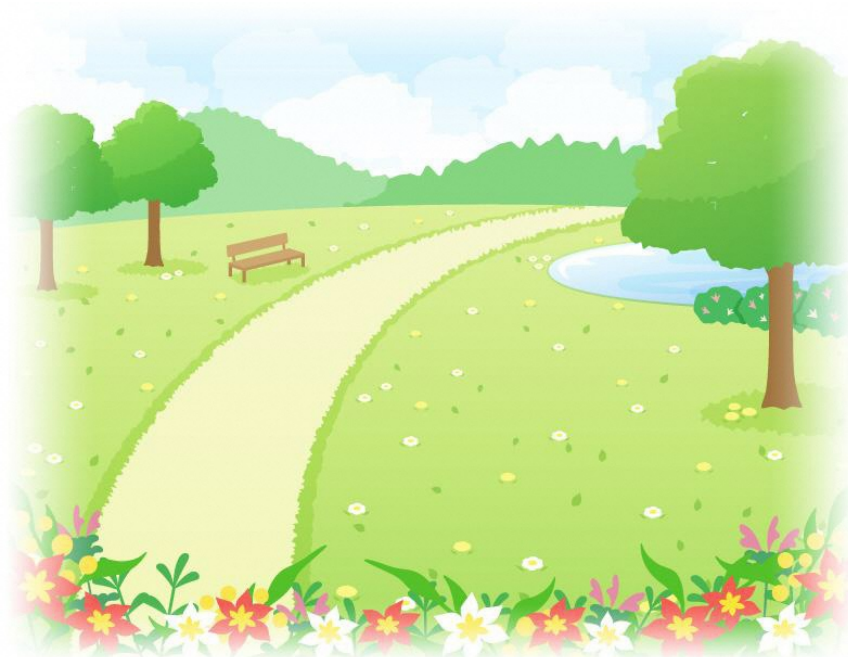
現在、本市には、各種公園が176箇所あり、主なものは、「保原総合公園」をはじめとする都市公園が12箇所、街区公園や児童公園などが142箇所、「やながわ希望の森公園」や「赤坂の里森林公園」をはじめとする森林公園が6箇所あります。

これらの公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの場、いこい・やすらぎの場として、多くの人々に利用されています。

本市ではこれまで、公園・緑地の整備を計画的に進めてきましたが、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保や維持管理体制の充実が課題となっています。

このため、遊具等の公園設備の点検・更新や、市民等との協働による維持管理体制の充実を進めるとともに、既存公園の有効利用を進めていく必要があります。

また、本市では、市民による緑化や花づくりの活動を支援しており、今後とも、これらの支援を継続し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。



主な取組

5-6-1 公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、公園設備の点検と老朽化した遊具等の更新を計画的に推進します。

5-6-2 公園・緑地の管理体制の充実

市内にある数多くの公園・緑地が、将来にわたって適正に管理されるよう、地域住民や市民活動団体、民間企業等による維持管理活動を促進します。

5-6-3 公園・緑地の有効利用

市内外の多くの人々が訪れる魅力ある公園づくりに向け、既存公園の有効利用を推進するほか、利用状況に応じて既存公園の用途変更や廃止を検討します。

5-6-4 緑化活動の支援

花と緑あふれる美しく快適な環境づくりに向け、市民や市民活動団体等の自主的な緑化や花づくりの活動を支援します。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
保原総合公園利用者数 (有料施設及び公園利用申請による利用者数)	人	59,408	72,000